

富山市障害者自立支援協議会

第2回 資料

平成29年2月16日（木）

富山市役所8階大会議室

目次

I 第4期富山市障害福祉計画の進捗状況

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 . . . 1
- 2 福祉施設から一般就労への移行等 . . . 5
- 3 第4期富山市障害福祉計画の見込量と実績 . . . 7

II 就労継続A型について

- 1 基準省令の改正について（対象：就労継続支援A型） . . . 11
- 2 就労継続支援A型における適切なサービス提供の推進について . . . 13

(資料)

- 1 富山市障害者自立支援協議会設置要綱 . . . 15

I 第4期富山市障害福祉計画の進捗状況

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 目標値及び現在の状況

- ① 平成29年度末までに、平成25年度末施設入所者数470人のうち、57人(12.1%)が地域での生活に移行するものとする。
- ② 平成29年度末時点の施設入所者数を、平成25年度末施設入所者470人から26人(5.5%)減少した444人とする。

区分	目標 数値	平成28年12月末現在	考え方
平成25年度末の 施設入所者	470人		平成25年度末の全施設入所者数
地域生活移行者数	57人	5人(1.1%)	平成25年度末の全入所者数のうち、 施設入所からグループホーム等へ移行した人数
削減見込	26人	24人(5.1%)	平成29年度末段階での削減見込み

(2) これまでの取り組み

- ① 地域生活支援ワーキングにおいて「身体、知的障害者の地域移行、地域定着検討班」と「精神障害者の地域移行、地域定着検討班」の2班に分かれ、障害者の地域移行の推進について検討することとした。
- ② 市内の障害者支援施設別の入所者の支援区分について把握

	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
A		2	11	32	6	51
B			9	9	4	22
C			6	14	9	29
D		3	2	15	11	31
E	1	1	6	12	6	26
F			8	14	9	31
G				6	24	30
H	4	14	26	3		47
I		1	5	12	19	37
J	5	4	3			12
K		11	14	12	5	42
計	10	36	90	129	93	358

③ 施設入所中の区分2の方の内訳について把握

(平成28年6月14日現在)

旧制度時代から入所している	12
入所中に区分3から区分2に変更になった	2

④ 支援区分2～4の入所者の現状（入所期間、地域移行できない理由等）について調査することを検討

⑤ 地域移行支援、地域定着支援の支給決定状況の把握

	平成27年度	平成28年度 (11月末現在)
地域移行支援	2	1
地域定着支援	18	31

⑥ 施設での地域移行の取り組み等についてアンケートを実施

【入所者の退所等の状況】

※対象期間:H28.4.1-H28.12.31

障害種別	新規 入所 (A)	退所等					合計(B)	差引 (A-B)
		地域移行	他施設 (高齢)	入院	死亡			
身体障害	3	1	0	2	0	3	0	
知的障害	13	0	4	5	3	12	1	
精神障害	0	0	0	0	0	0	0	
計	16	1	4	7	3	15	1	

【入所施設からの地域生活移行の状況】

※対象期間:H28.4.1-H28.12.31

障害種別	自宅・アパート	グループホーム	福祉ホーム	その他
身体障害	0	0	0	1

【地域移行に関して検討する場（委員会等）の有無について】

無し	11 施設
有り	0 施設

【地域移行の向けての取り組み内容】

- ・地域移行に向けて、地域の社会資源を利用し、社会見学や買物、趣味等の外出を通して、見聞を広めている。
- ・相談支援事業所との連携
- ・ピアカウンセリングの実施
- ・社会資源の情報収集や自立生活支援センターでの宿泊体験の実施など
- ・グループホーム1棟の建築を検討中。
- ・法人施設の利用者家族が主体的に新しいグループホーム建築に向けた取り組みを行うことに対し、法人として積極的にバックアップを行っている。

(3) 課題

- ① 施設内で地域移行に関して検討するシステムが無い
- ② 地域移行についての具体的な方法が確立されていない
- ③ 地域の受け皿が整っていない
- ④ 地域の相談・見守り支援体制が整っていない

(4) 今後の取り組み

- ① 障害者支援施設職員の意見交換会の開催
- ② 支援区分2～4の障害者支援施設入所者の現状について調査の実施
- ③ 事例を通し、地域移行を推進する
- ④ 地域の受け皿の整備（グループホーム等）
- ⑤ 地域の相談・見守り支援体制についての検討

地域移行を行った事例

1. 対象者について

60代 女性 支援区分2

平成17年9月に脊髄梗塞を発症。(身体障害者手帳1級)

平成18年3月より授産ホーム入所。本人は、発症時は一般就労していたこともあり、入所時から地域での生活への希望を持っていた。

2. 心身の状況

下肢機能の不都合があり車椅子を利用しているが、身の回りのことは自立しており、入浴や排泄についても工夫して行えている。

以前から、集団生活へのストレスがあり、ストレス発散のために施設としても余暇時間の充実を図っていたが、根本解決には至らず、本人の地域生活への思いが大きくなっていた。

3. 経済状況および家族状況

障害基礎年金1級、厚生年金等の受給に加え、通所施設の工賃(10万円/月程度)がある。市内在住の息子夫婦は協力的であるが、本人が現在の通所施設に継続して通いたい希望があることから、息子夫婦の自宅からでは通所が難しく、同居での地域生活を断念。

4. 移行に向けて

相談支援専門員を中心に以下の対応を実施

- ・本人の地域生活への意向を再確認。
- ・単身生活となっても、現在の本人の収入で可能との判断。
- ・通所施設へ公共交通機関を利用して、家族に頼らず通所できる住居の選定。

5. 現在の状況

バスを利用して通所できる住居を確保し、単身生活を行っている。日中活動サービスと地域相談支援を受給し、地域生活移行後も相談支援専門員との関わりを継続できている。

2 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 目標値及び現在の状況

① 福祉施設から一般就労へ移行する人については48人を目標とする。

項目	目標数値	平成28年12月末現在	考え方
平成24年度の年間一般就労移行者数	24人		平成24年度に福祉施設を退所して一般就労した人数
平成29年度の年間一般就労移行者数	48人 (2倍)	40人	平成29年度に福祉施設を退所して一般就労した人数

② 平成29年度の就労移行支援事業利用者数114人を目標とする。

項目	目標数値	平成28年11月末現在	考え方
平成25年度末の就労移行支援事業の利用者数	71人		平成25年度末における就労移行支援事業の利用者数
平成29年度の就労移行支援事業の利用者数	114人 (1.6倍)	76人	平成29年度末において就労移行支援事業を利用する人数

③ 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを旨とする。

項目	目標数値	平成27年度末現在	考え方
平成29年度末の就労移行支援事業の就労移行率が3割以上の事業所の割合	5割	26%	平成29年度末において就労移行支援事業の就労移行率

(2) これまでの取り組み

就労支援ワーキングを通じて、次の事項に取り組んできた。

- ① 一般就労に関すること
 - ・雇用情勢についての情報共有
 - ・特別支援学校の取組状況と情報交換
- ② サービスの質の向上に関すること
 - ・各就労支援事業における現状と課題の抽出
 - ・実際のケースを通じた課題分析
- ③ 事業所研修会の開催
 - ・日 時：平成29年3月7日（火）14：00～17：00
 - ・テーマ：「障害者の就労における支援と連携について考える」
- ④ 障害者雇用に関する現状把握
 - ・一般就労に向けた就労支援機関との連携について
 - ・企業の求める人材（マッチング）について

(3) 課題

福祉的就労から一般就労への移行について、一般就労をする能力がある利用者が、福祉的就労に留まっているケースがある。

(4) 今後の取り組み

- ① 一般就労への課題を分析するため、就労支援事業所へのアンケートを実施予定。
- ② 平成29年度から、福祉的就労から一般就労へと身近な地域での就労を促進する「障害者就労支援促進事業」を検討中。

3 第4期富山市障害福祉計画の見込量と実績

(1) 訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、ホームヘルパーが身体介護、家事援助及び相談助言を行う。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
行動援護	行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行う。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他必要な援助を行う。

サービス種別	区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	11月実績	計画	実績
居宅介護	利用者数(人)	242	232	266	255	290	
	利用延時間数(時間/月)	4,429	4,309	4,868	4,337	5,307	
重度訪問介護	利用者数(人)	18	16	19	15	20	
	利用延時間数(時間/月)	3,510	3,611	3,705	3,529	3,900	
短期入所	利用者数(人)	85	100	94	114	103	
	利用延日数(日/月)	438	506	482	555	530	
行動援護	利用者数(人)	5	0	5	3	5	
	利用延時間数(時間/月)	10	0	10	53	10	
同行援護	利用者数(人)	30	35	32	41	34	
	利用延時間数(時間/月)	300	474	320	612	340	

 : 達成  : 未達成

(2) 日中活動系サービス

サービス名	内容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労継続支援 (A型、B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

サービス種別	区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	11月実績	計画	実績
療養介護	利用者数(人)	80	79	80	83	80	
	利用延日数(日/月)						
生活介護	利用者数(人)	795	847	803	864	811	
	利用延日数(日/月)	15,105	16,924	15,257	16,057	15,409	
自立訓練 (機能訓練)	利用者数(人)	25	4	26	6	27	
	利用延日数(日/月)	475	27	494	56	513	
自立訓練 (生活訓練)	利用者数(人)	78	44	87	33	96	
	利用延日数(日/月)	975	533	1,088	437	1,200	
就労移行支援	利用者数(人)	92	67	103	76	114	
	利用延日数(日/月)	1,720	1,331	1,926	1,244	2,138	
就労継続支援 (A型)	利用者数(人)	433	464	615	496	877	
	利用延日数(日/月)	8,097	9,097	11,498	9,194	16,327	
就労継続支援 (B型)	利用者数(人)	683	667	703	708	724	
	利用延日数(日/月)	12,294	12,454	12,654	12,227	13,032	

: 達成 : 未達成

(3) 居住系サービス

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。
施設入所支援	施設入所者に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

サービス種別	区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	11月実績	計画	実績
共同生活援助	利用者数(人)	292	267	310	277	329	
施設入所支援	利用者数(人)	461	444	452	443	444	

 : 達成  : 未達成

(4) 相談支援

サービス名	内容
地域定着支援	居宅において単身等で生活する方の、常時の連絡体制の確保、緊急事態等の相談その他必要な支援を行なう。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者の住居の確保、地域移行のための相談その他必要な支援を行う。

サービス種別	区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	11月実績	計画	実績
計画相談支援	利用者数(人/月)	330	524	420	305	500	
地域移行支援	利用者数(人/月)	19	2	19	1	19	
地域定着支援	利用者数(人/月)	25	18	25	31	25	

 : 達成  : 未達成

(5) 障害児通所支援

サービス名	内容
児童発達支援事業	在宅の未就学児に対して日常生活における基本動作の指導や集団生活への適用訓練を行う。
医療型児童発達支援事業	児童発達支援センターにおいて、障害児に対し日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うとともに医療を提供する。
放課後等デイサービス事業	就学している障害児に対して、放課後等における生活能力向上のための訓練を提供する。
障害児相談支援	障害児の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けての支援を行う。

サービス種別	区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	11月実績	計画	実績
児童発達支援	利用児数(人)	281	203	330	240	380	
	利用延日数(日/月)	1,714	1,331	2,013	1,410	2,318	
医療型児童発達支援	利用児数(人)	15	1	15	2	15	
	利用延日数(日/月)	180	10	180	13	180	
放課後等デイサービス	利用児数(人)	290	294	300	357	310	
	利用延日数(日/月)	3,190	3,384	3,300	4,022	3,720	
保育所等訪問支援	利用児数(人)	16	4	18	7	20	
	利用延日数(日/月)	32	5	36	9	40	

 : 達成  : 未達成

(6) 障害児相談支援

サービス種別	区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	11月実績	計画	実績
障害児相談支援	利用者数(人)	84	242	92	78	100	

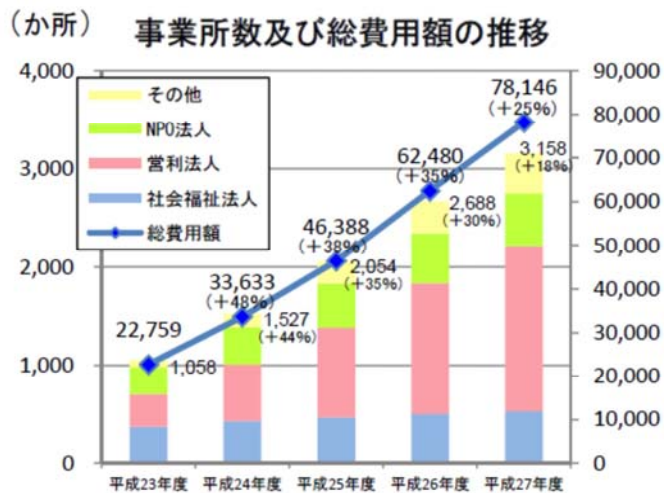
 : 達成  : 未達成

II 就労継続支援A型について

1 基準省令の改正について（対象：就労継続支援A型）

(1) 背景

- ① 国全体の就労継続支援A型の総費用額は、平成27年度には781億円を超え、障害者支援全体費用額の4.4%を占め、近年大幅に増加している。



- ② 一方、生産活動の内容が適切でない事業所や、利用者の意向にかかわらず、すべての利用者の労働時間を一律に短くする事業所など、不適切な事例が増えているとの指摘がある。

<再掲> 就労支援サービスについて

サービス名	内容
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労継続支援 (A型、B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。 A型：雇用契約有り、労働基準法適用 B型：雇用契約無し

(2) 改正概要

① 就労の質の向上

- ア) 事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金総額以上とならなければならない。
- イ) 利用者への賃金を自立支援給付費から支払うことが原則禁止。

② 総量規制の導入

障害福祉計画上の必要サービス量を確保できている場合、自治体は新たな指定をしないことが可能となる。

(3) 本市での対応

基準省令の改正に伴い、本年3月議会にて、次の条例の改正議案を上程する予定としています。

- ・富山市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ・富山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

富山市の就労支援サービスの推移

種別	区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
就労移行支援	事業者数	11	11	13
	人数	71人	90人	67人
	日数	12,192日	17,045日	18,369日
	決算額	107,550,007円	150,282,421円	171,432,231円
就労継続支援 (A型)	事業者数	11	17	26
	人数	289人	404人	464人
	日数	56,138日	80,231日	99,903日
	決算額	344,664,617円	517,485,770円	666,813,127円
就労継続支援 (B型)	事業者数	28	33	37
	人数	572人	619人	667人
	日数	119,759日	128,405日	134,830日
	決算額	766,571,858円	836,193,803円	899,971,110円

2 就労継続支援A型における適切なサービス提供の推進について

(1) 支給決定手続き

就労継続支援A型の利用に当たっては、原則として、「暫定支給決定」を行うこととされている。

「暫定支給決定」とは、

- ① 当該事業の継続利用についての利用者の最終的な意向の確認、
 - ② 当該サービスの利用が適切かどうかの客観的な判断、
- を行うための期間を設定した短期間の支給決定です。

(2) 本市の経過

平成23年度のサービス導入時において、金沢市等の近隣自治体の動向を調査したところ、「暫定支給決定」をしていなかった。

また、就労継続支援A型の支給決定において、「暫定支給決定」では助成金の対象労働者から外れることから、「暫定支給決定」ではなく、当初から本支給をとの要望があった。

以上のことから、本市では、「暫定支給決定」を行っていなかった。

(3) 「暫定支給決定」の現状

本市を含む多くの自治体では、次の書類提出があれば、「暫定支給決定」を行っていない。

- ① 暫定支給決定期間中に行うアセスメントと同等と認められるアセスメント及び個別支援計画
- ② 5日間以上の試用期間の利用実績が分かる書類（実績記録表 等）

(4) 課題

国の方では、公平公正な支給決定を行うよう求めており、一律に当初から本支給を行わずに、「暫定支給決定」の要否を検討するよう求めている。

(5) 見直し（案）

手続きの明確化・透明化を図り、利用者に対して適切なサービス提供を推進する観点から、原則「暫定支給決定」とする。

ただし、例外的に当初から本決定を行うケースとして、国から例示のあった次の2ケースのみとする。

- ① 現在、就労継続支援A型を利用している障害者が、他の市町村に転居する場合であって、転居後の市町村においても引き続き就労継続支援A型の利用を希望する場合に、転居前に利用していた事業所から転居後に利用する予定の事業所にアセスメント情報が引き継がれており、かつ、当該アセスメント情報の内容から、改めて暫定支給決定を要しないと市町村が判断できる場合。
- ② 就労移行支援を利用していたが、一般企業への就職がかなわず、就労継続支援A型の利用を希望する場合に、当該就労移行支援事業所から利用予定の就労継続支援A型事業所にアセスメント情報が引き継がれており、かつ、当該アセスメント情報の内容から、改めて暫定支給決定を要しないと市町村が判断できる場合。
(障発 0330 第1号 平成28年3月30日通知より)

(6) 期待される効果

① 利用者

暫定支給決定期間が2ヵ月間であるため、より自分の特性にあったサービス内容の選択が可能となる。

② 事業所

十分なアセスメント期間ができることから、個々の利用者の意向や適性、障害特性等を踏まえた個別支援計画を策定し、サービス提供が可能となる。(質の向上)

③ 行政

本人にあったサービス内容が提供されているかの判断材料が増えることから、事業所へサービス内容などの指導をより充実できる。

(7) 適用時期

平成29年度の早い時期

富山市障害者自立支援協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市附属機関設置条例第3条の規定に基づき、富山市障害者自立支援協議会の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること
- (2) 基幹相談支援室の事業検証等に関すること
- (3) 個別事例への支援のあり方に関すること
- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること
- (5) 地域生活を支援する体制整備に関すること
- (6) 障害者計画及び障害福祉計画に関すること
- (7) 障害者虐待の防止等に関すること
- (8) その他障害者の保健福祉向上のため必要となる事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉・保健事業等の関係者
- (3) 障害者施設の代表者
- (4) 障害者関係団体の代表者
- (5) 教育・雇用機関の代表者
- (6) その他市長が必要と認める者

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人、副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(相談支援ワーキング)

第6条 相談支援に関する課題を検討すること及び協議会を円滑に運営するため、相談支援ワーキングを設置することとする。

- 2 相談支援ワーキングは、行政及び委託相談支援事業者により組織する。
- 3 相談支援ワーキングは、協議会に参画する。

(専門支援ワーキング)

第7条 専門的分野（発達障害、就労等）の支援方策や福祉サービス以外の支援、サービス基盤の欠如等の問題への対応のあり方等を検討するため、随時、各専門支援ワーキングを設置することとし、専門支援ワーキングはその協議結果を相談支援ワーキング及び協議会に報告しなければならない。

(権利擁護部会)

第8条 障害者虐待に関わる情報を共有し、課題を検討することにより、障害者虐待の防止や早期発見、早期対応につながる関係機関との連携協力体制を構築するため、随時、権利擁護部会を設置することとし、権利擁護部会はその協議結果を協議会に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉保健部障害福祉課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

平成26年2月1日からの委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。